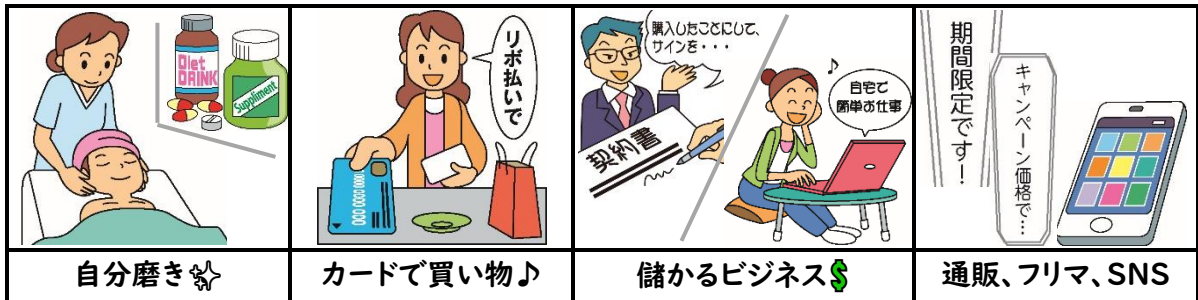




# あなたは大丈夫？



大人になると、自分ひとりで契約などができるようになります。



でも、誤った選択をすると、トラブルに巻き込まれることも...



(消費者庁イラスト集より)

## 大人になった皆さんへ



若者をねらった悪質商法トラブルや契約トラブルの報告が寄せられています。  
 18歳からは、親の同意がなくても契約を結ぶことができるようになり、契約後に「未成年者取消権」は使えません。\*2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。  
 「うまい話にとびつかない」、「安易な気持ちで契約しない」ためにも、  
 どんな些細なことでも、よく考え、誰かに相談してから行動するよう心がけてください。

那覇市消費生活センター ☎ 098-862-3278



## ◆ 気をつけて！若者に多い消費者トラブル ◆

(独立行政法人国民生活センターより)

- ①副業・情報商材やマルチなどの”もうけ話”トラブル
- ②エステや美容医療などの”美容関連”トラブル
- ③健康食品や化粧品などの”定期購入”トラブル
- ④誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など”SNS きっかけ”トラブル
- ⑤出会い系サイトやマッチングアプリの”出会い系”トラブル
- ⑥デート商法などの”異性・恋愛関連”トラブル
- ⑦就活商法やオーディション商法などの”仕事関連”トラブル
- ⑧賃貸住宅や電力の契約など”新生活関連”トラブル
- ⑨消費者金融からの借入れやクレジットカードなどの”借金・クレカ”トラブル
- ⑩スマホやネット回線などの”通信契約”トラブル



消費者トラブル FAQ




トラブル事例掲載サイト  
まずは自己解決できるかチェック！



## ◆ あなたは何問正解できる？ ◆

(消費者庁「社会への扉」より)

<p>Q 店で商品を買ったが、使う前に 不要になった。解約できる？</p> <p>① 解約できない。 ② レシートがあり1週間以内なら解約できる。 ③ 商品を開封していなければ解約できる。</p> 	<p>【正解】①解約できない。 契約は「法的な責任が生じる約束」なので拘束力がある。レシートがあっても、開封していなくても、原則は解約できない。ただし、事業者がサービスとして返品や交換に応じてくれる場合はある。</p>
<p>Q エステサロンで3週間 1万円のお試しコースを 契約した。クーリング・オフできる？</p> <p>① クーリング・オフできる。 ② 1度も施術を受けていない場合はできる。 ③ クーリング・オフできない。</p> 	<p>【正解】③クーリング・オフできない。 エステ契約でクーリング・オフ、中途解約ができるのは期間が1か月を超え、金額が5万円を超えるもの。本当に必要な施術や商品なのか慎重に判断することが大事。</p>
<p>Q ネットショップで Tシャツを買ったが 似合わない。クーリング・オフできる？</p> <p>① クーリング・オフできない。 ② 契約してから14日間ならクーリング・オフできる。 ③ 商品が届く前ならクーリング・オフできる。</p> 	<p>【正解】①クーリング・オフできない。 ネットショッピングに法律上のクーリング・オフ制度は適用されない。ただし、ネットショップ独自に、返品などのルール(利用規約)を定めているので、注文前に確認することが大事。</p>
<p>Q 「必ずもうかる投資」ってあるの？</p> <p>① 「必ずもうかる投資」はない。 ② マルチ商法の仕組みを使った投資は必ずもうかる。 ③ 専門家なら必ずもうかる投資を知っている。</p> 	<p>【正解】①「必ずもうかる投資」はない。 一般的に高収益であるほどリスクも高くなる。仕組みやリスクをよく理解できていない場合は、絶対に手を出さないことが大事。</p>

**まとも** うまい話なんてない！  
「自分は大丈夫」と思わない！  
契約は、確認・検討・相談してから！

1:35 / 3:40

那覇市消費生活センターのホームページ  
「18歳から大人」はこちら！

